

第4期 赤穂市障がい福祉計画を策定しました

市では、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とする「第4期赤穂市障がい福祉計画」を策定しました。

本計画は、平成24年度に策定した「赤穂市障がい者福祉プラン」を上位計画として、その基本理念である「障がいの有無に関わらず、だれもが尊重しあえる思いやりに満ちたやさしい共生社会の実現」に向けて必要なサービスの充実と適切なサービス提供を図るためのものです。

その策定にあたっては、赤穂市障害者自立支援協議会において審議され、第3期計画の実績値、当事者アンケート調査結果等からのニーズをもとに基本方針を決定し、障害福祉サービス等の見込量と今後の方策を定めました。

今後、庁内関係課および各種団体、関係機関等と連携し、随時分析評価を行いながら、障がい者施策の推進を図ります。

計画書は市ホームページ、社会福祉課、各地区公民館でご覧いただけます。

☎社会福祉課 障がい福祉係 ☎43・6833

第6期(平成27年度～平成29年度)

赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定しました

☎医療介護課 介護保険係 ☎43・6947

第5期(平成24～26年度)				
段階	対象者の内容	率	保険料	
			月額	年額
1	生活保護、市民税世帯非課税で高齢福祉年金受給者	0.5	2,175	26,100
2	市民税世帯非課税課税年金収入+合計所得金額80万円以下	0.5	2,175	26,100
3	市民税世帯非課税(第2段階以外)	0.75	3,263	39,150
4	本人が市民税非課税課税年金収入+合計所得金額80万円以下	0.85	3,698	44,370
	本人が市民税非課税(上記以外)	1	4,350	52,200
5	本人が市民税課税(合計所得金額125万円未満)	1.15	5,003	60,030
6	本人が市民税課税(合計所得金額125万円以上190万円未満)	1.25	5,438	65,250
7	本人が市民税課税(合計所得金額190万円以上200万円未満)	1.35	5,873	70,470
8	本人が市民税課税(合計所得金額200万円以上)	1.5	6,525	78,300



第6期(平成27～29年度)				
段階	対象者の内容	率	保険料	
			月額	年額
1	(現行のとおり)	0.45	2,295	27,540
2	(現行のとおり)	0.75	3,825	45,900
3	市民税世帯非課税課税年金収入+合計所得金額が80万円超120万円以下	0.75	3,825	45,900
4	本人が市民税非課税課税年金収入+合計所得金額80万円以下	0.85	4,335	52,020
5	本人が市民税非課税(上記以外)	1	5,100	61,200
6	本人が市民税課税(合計所得金額125万円未満)	1.2	6,120	73,440
7	本人が市民税課税(合計所得金額125万円以上190万円未満)	1.3	6,630	79,560
8	本人が市民税課税(合計所得金額190万円以上200万円未満)	1.4	7,140	85,680
9	本人が市民税課税(合計所得金額200万円以上290万円未満)	1.5	7,650	91,800
10	本人が市民税課税(合計所得金額290万円以上400万円未満)	1.6	8,160	97,920
11	本人が市民税課税(合計所得金額400万円以上)	1.7	8,670	104,040

※第6期の第1～3段階は、平成29年度において、以下のとおり負担割合等を引き下げ予定

段階	率	保険料月額	保険料年額
1	0.45 → 0.3	2,295 → 1,530	27,540 → 18,360
2	0.75 → 0.5	3,825 → 2,550	45,900 → 30,600
3	0.75 → 0.7	3,825 → 3,570	45,900 → 42,840

①介護保険料を改定しました(平成27年4月から)
65歳以上の第1号被保険者の保険料は3年ごとに見直すこととされています。計画期間中に必要な保険給付費等を122億8,605万円と見込み、第1号被保険者にご負担いただく

額(22%)を3年間の延べ被保険者数で割ることにより、基準月額を算定します。赤穂市の高齢化率は、平成28年以降は30%台となり、その後も上昇傾向で推移すると予測されています。高齢者の増加にともない要介護認定者数や認知症

高齢者数の増加が見込まれているため、介護給付にかかる費用も増えることが予想され、これらの要因を踏まえ、第6期の保険料基準月額を5,100円としました。また、保険料段階については、国の示す標準9段階

を基本に保険料必要額の増額による負担をすべての対象者の方に等しくお願います。観点から、保険料率及び基準所得金額を見直し、著しい保険料負担の増加にならないよう保険料段階の細分化を行いました。

②新しい総合事業への移行時期を定めました
予防給付のうち、訪問介護と通所介護を市が地域の実情に応じた取り組みができる地域支援事業への移行時期を、平成29年4月からとしました。

へ入所する際、優先入所の対象となる高齢者等は、入所申込者のうち、要介護3から5までの要介護者及び、要介護1又は2であった特例入所の要件に該当する者のうち、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けられることが困難な高齢者等とされました。

により、光熱水費相当分の額の見直しを踏まえ平成27年4月からの多床室の基準費用額が320円から370円に改定されることにあわせて、利用者負担限度額についても、320円から370円へ改定されます。

本市の取り扱いとして、認定証の再交付は行いませんので、現在の認定証を読み替えて引き続きご利用いただけますようお願いいたします。

平成27年度介護報酬改定について

各種委員会公募委員を募集します

- 募集委員 ※両方の委員の応募はできません。
 - ①赤穂市地方版総合戦略策定委員会委員
 - ②赤穂市総合計画(基本計画)見直し委員会委員

▽市内在住の20歳以上(平成27年4月1日現在)の人で、同日現在市職員、市議会議員、本市の他の公募委員でないこと。

- 募集人数 ①②いずれも2名
- 任期 委嘱の日から事業終了まで
- 応募方法 次の書類を、持参、郵送、FAX又はメールのいずれかの方法で提出してください。

▽作文800字程度
※次のテーマについて、ご自身が市政や地域活動に関わられた経験などを踏まえて作成してください。

- ①赤穂市地方版総合戦略策定委員会委員については「あなたの考える人口減少対策」
- ②赤穂市総合計画(基本計画)見直し委員会委員については「市民と行政の役割分担」
- ▽住所、氏名、年齢、職業、電話番号を記載した申込書(様式は自由)

- 応募期限 ①②いずれも5月11日(月)(必着)

- 選考方法と発表 選考審査会による選考とし、結果は応募者全員に文書により通知します。
- 応募・問い合わせ先 企画広報課

☎43・6867 FAX 43・6822
〒678-0292(住所不要)
メールアドレス kikaku@city.ako.lg.jp